

令和 2 年度実施事業について

手話を学ぶ機会の提供等に関する施策			
No.	種別	名 称	概 要
1	聴覚	手話言語普及啓発事業 (聴覚障害の特性理解と手話)	<p>手話が言語であることへの理解やコミュニケーション手段としての手話の普及を図るため、学校園、町内会、病院、警察等に対し、普及啓発を図る施策を検討し、加古川ろうあ協会等に協力を得ながら実施する。</p> <p>市役所内においては、職員研修を利用し、職員（特に、窓口職場の職員や消防職員）に普及啓発及び手話講座を実施する。</p> <p>【実施事業】</p> <p>①一日手話教室の開催 R 3.2.6 (予定) 手話講座、聴覚障がい者との交流会 会場 総合福祉会館 大ホール 定員 30 人 講師 加古川手話講師団 対象者 市内在住の小学 4 ～ 6 年生</p> <p>②市役所内における手話普及啓発研修の開催 【職員研修（福祉部内）】 手話講座 R2.10.15～16 参加人数 168 人</p> <p>【職員研修（障がい者支援課内）】 手話講座 R2.7～R3.3 月 実施回数 18 回（予定） 参加人数 30 人</p> <p>③加古川養護学校との連携による手話の獲得に向けた指導 設置手話通訳者が加古川養護学校へ出向き、担当教諭と連携して手話の指導を行っている。 対象者：聴覚障がいと知的障がいのある児童 1 人</p>

手話を学ぶ機会の提供等に関する施策			
No.	種別	名 称	概 要
1	聴覚	手話言語普及啓発事業 (聴覚障害の特性理解と手話)	<p>④「職業人と語ろう」への参加による手話の普及啓発 児童に様々な職種の人達の考え方や経験談を伝えることで、職業観や将来のビジョン・目標をもってもらう授業に講師として参加する。(対象：小学校6年生)</p> <p>R2.11.12 若宮小 参加人数 80人</p> <p>R2.11.13 尾上小 参加人数 122人</p> <p>R3. 1.28 別府小(予定) 参加人数 64人※5年生</p> <p>⑤加古川中央市民病院における手話普及啓発研修の開催 手話講座 R3.1～R3.3 実施回数 6回(予定)</p>

障害の特性に応じた多様なコミュニケーション手段への理解の普及に関する施策			
No.	種別	名 称	概 要
2	聴覚 視覚 知的	障がい者コミュニケーション促進事業 (コミュニケーション支援 研修事業)	<p>職員一人ひとりが障害の特性等を正しく理解し、点字、音声、要約筆記、筆談、絵図・サインなど障害特性に応じ、相手に合わせたコミュニケーションができるようになるため、職場人権研修の講師を障がい者団体等に依頼する。</p> <p>また、同様の内容について、事業者等に対する啓発を進めるため、事業者や町内会等への出前講座の活性化を図る。</p> <p>【実施事業】</p> <p>①福祉学習における点字等のコミュニケーション手段の普及啓発の実施 R2.10月 平岡南小(点訳) 4年生担当教員 4人 ※新型コロナウイルス対策等のため 学校訪問はせず、教員に対しての 点訳指導を実施。</p> <p>②障がい者講師による市役所内における 研修の開催 【職員研修】 R2.11.17 視覚障がい者による講演 「視覚障がい者の体験談」 参加人数 30人</p> <p>③要約筆記等の普及啓発講座の開催 【コミュニケーション支援講座】 R2.10.20 参加人数 8人</p>

障害の特性に応じた多様なコミュニケーション手段を使用するにあたっての環境の整備に関する施策			
No.	種別	名称	概要
3	聴覚 視覚 知的	障がい者差別解消事業 (ルビ付き文書、点字文書、 資料への音声コードの添付)	<p>市役所が作成する資料のうち、視覚障がい者、知的障がい者、聴覚障がい者に対し、ルビ付きのわかりやすい資料や点字、音声コード付きの資料等を増やすため、まずは障がい者支援課が率先して、作成する「障害福祉のしおり」などについて、障がい者団体等の協力を得ながら障害特性に配慮した資料を作成する。</p> <p>また、職員対応要領の周知を図り、市役所内の他部署に対し、ルビ付き文書、点字文書の作成、資料への音声コードの添付を促す。</p>
			<p>【実施事業】</p> <p>① 文書の作成 障がい者支援課で作成する「障害福祉のしおり」の点字版、ルビ付き版を完成させ、障がい者支援課の窓口を設置。</p>
4	聴覚	障がい者差別解消事業 (タブレットによる、遠隔 手話通訳、筆談等の実施)	<p>新型コロナウイルス感染症の受診相談を支援するため、タブレットによる遠隔手話通訳や筆談等を実施する。</p>
			<p>【実施事業】</p> <p>①加古川中央市民病院と連携し、タブレットによる遠隔手話通訳や筆談を実施。</p>
5	視覚	障がい者差別解消事業 (点字シールの貼付)	<p>視覚障がい者に対する郵送物には、「加古川市」の点字シールを貼り付け、視覚障がい者が加古川市からの郵送物を見落とさないよう配慮する。</p> <p>まずは、障がい者支援課が発送する郵送物に対する点字シールの貼付けについて、加古川市視覚障害者福祉協会の協力を得ながら実施する。</p>
			<p>【実施事業】</p> <p>①点字シールの貼付（封筒への貼付）</p>

コミュニケーション支援者等の確保及び養成に関する施策			
No.	種別	名 称	概 要
6	聴覚	障がい者コミュニケーション促進事業 (手話通訳者養成事業)	手話通訳者の人材不足や高齢化の課題に対して、初心者を対象にした手話奉仕員養成講座(基礎)の開催と、手話奉仕員養成講座修了レベルの者を対象にした手話通訳者を目指すためのステップアップ講座を開催する。 ステップアップ講座については、近隣の一市二町との協働により開催する。
			【実施事業】 ①手話奉仕員養成講座(基礎)の開催 R2.9.1~R3.2.9 全20回、受講者15人 ②手話奉仕員ステップアップ講座の開催 R2.9.3~R3.1.21 全20回 受講者19人
7	視覚	障がい者コミュニケーション促進事業 (点訳者養成事業)	点字により情報を取得する視覚障がい者を支援する点訳者の養成を図るため、加古川市視覚障害者福祉協会及び点訳者等の協力を得ながら、点訳に初めて取り組む者等を対象に視覚障害者福祉の概要や点訳の基礎を学ぶための養成講座を開催する。
			【実施事業】 ①点訳奉仕員養成講座の開催 R2.9.3~R2.11.5 全10回、受講者4人
8	視覚	障がい者コミュニケーション促進事業 (朗読者養成事業)	音声により情報を取得する視覚障がい者を支援する朗読者の養成を図るため、より視覚障がい者を支援する観点を取り入れた養成講座を検討し、加古川市社会福祉協議会及び加古川市視覚障害者福祉協会等の協力を得ながら実施する。
			【実施事業】 ①朗読奉仕員養成講座の開催 R3.1.13~R3.3.17(予定) 全10回、定員20人